

監査報告書

地方独立行政法人 大阪市立工業研究所
理事長 中 許 昌 美 殿

平成 27 年 6 月 29 日
地方独立行政法人 大阪市立工業研究所
監 事 佐 々 木 寛 治 ㊤

私は、地方独立行政法人法第 13 条第 4 項及び地方独理行政法人大阪市立工業研究所監事監査規程に基づき、地方独立行政法人 大阪市立工業研究所の平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの第 7 事業年度の会計及び会計以外の業務について監査を行い、その結果について以下のとおり報告いたします。

1. 実施した監査の概要

理事等から事業の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、理事会等議事録、運営協議会議事録、稟議書等の重要な決済書類を閲覧し、業務の執行状況、内部統制組織の整備、運用状況、コンプライアンスの遵守状況、不正、不法行為の有無等について調査を行いました。

更に、担当理事及び総務部長から財産、損益の状況等会計に関する報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また貸借対照表、損益計算書、決算報告書、合計残高試算表、勘定内訳書、固定資産台帳等の会計帳簿等を調査し、財務諸表及び決算報告書について検討しました。

2. 監査の結果

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、地方独立行政法人 大阪市立工業研究所の財政状態及び運営状況を適正に表示しているものと認めます。
- (2) キャッシュ・フロー計算書は、地方独立行政法人 大阪市立工業研究所のキャッシュ・フローの状況を適正に表示しているものと認めます。
- (3) 利益の処分に関する書類について、指摘すべき事項はありません。
- (4) 行政サービス実施コスト計算書は、地方独立行政法人 大阪市立工業研究所の行政サービス実施コストの状況を適正に表示しているものと認めます。
- (5) 附属明細書は、記載すべき事項を適正に表示しており、指摘すべき事項はありません。
- (6) 事業報告書は、地方独立行政法人 大阪市立工業研究所の業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。
- (7) 決算報告書について、指摘すべき事項はありません。
- (8) 理事等の職務の執行に関する不正の行為、または、法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

以 上